

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課 (関係課)
基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係）					
1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第12条関係）					
1	交通事故相談所での相談等	交通事故相談所（本所・支所）において、交通事故被害者等からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。	令和5年度 面接による相談110件、非面接による相談419件、計529件の相談対応を行った（加害者からの相談含む）。また、他団体への紹介・斡旋は2件。 令和6年度 面接による相談93件、非面接による相談304件、計397件の相談対応を行った（加害者からの相談含む）。また、他団体への紹介・斡旋は5件。	生活福祉部	生活安全安心課
2	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度について他機関の制度や窓口を紹介したパンフレット等を警察本部、警察署等の窓口等に備え付けるなどして当該制度を周知します。	検察庁、裁判所、法務省、沖縄弁護士会等関係機関から提供を受けたパンフレット等を警察本部や各警察署の窓口に備え付け、来訪者等への周知を図ったほか、犯罪被害者等の要望に応じて、同パンフレット等を配布するなど適切な情報提供を実施した。	警察本部	警務部広報相談課
3	暴力団犯罪による被害の回復の支援	公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議、沖縄弁護士会民事介入暴力対策特別委員会等と連携し、暴力団犯罪による損害賠償請求に係る他機関制度や窓口の紹介、情報提供を行う等の支援を行います。	暴力団追放沖縄県民会議及び沖縄弁護士会民事介入暴力対策特別委員会等と連携して情報交換をしている。 【暴力団犯罪による損害賠償請求等】 令和5年度：取扱いなし 令和6年度：取扱いなし	警察本部	刑事部組織犯罪対策課
2 経済的負担の軽減（基本法第13条関係）					
4	犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備	被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るために、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。	沖縄県犯罪被害者等支援計画に基づき、関係機関と調整を行い、令和6年度予算で見舞金を計上した。 また、沖縄県犯罪被害者等見舞金給付要綱を綱制定し、令和6年9月から給付制度を開始した。 【給付件数】 令和6年度：15件 計225万円	生活福祉部	生活安全安心課
5	犯罪被害者支援に係る公費支出	性犯罪被害者の初診料・緊急避妊等の初回措置料、カウンセリング費用、司法解剖後の検案書料及び遺体搬送費並びに遺体修復費等を公費で一部負担するとともに、同制度の周知を図ります。	性犯罪被害者等の要望に応じて適切に対応し、経済的、精神的負担の軽減を図った。 また、対象となる犯罪被害者等に対し、公費支出制度の教示を適切に行なったほか、県警察Webサイトに警察が行う犯罪被害者支援施策を掲載し、県民への周知に努めた。 令和5年度：初診料27件、緊急避妊等の初回措置料25件、カウンセリング費用48件、検案書料1件、 遺体搬送費1件、遺体修復費取扱いなし 令和6年度：初診料52件、緊急避妊等の初回措置料17件、カウンセリング費用76件、検案書料1件、 遺体搬送費及び遺体修復費取扱いなし	警察本部	警務部広報相談課
6	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して当該制度を周知します。	性犯罪・性暴力被害者に対して初診料等の公費負担を行い被害者等の経済的負担の軽減に努めます。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
7	福祉資金貸付制度の活用	○生活福祉資金貸付制度 低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送るための必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金 ひとり親等に対し、経済的自立を支援するとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に、修学資金等の貸付を行います。	対象となる犯罪被害者等に対し、犯罪被害者給付制度の教示を適切に行なったほか、県警察Webサイトや地域のラジオ放送局を活用した情報発信活動を実施し、周知を図った。 低所得者世帯等に対し、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送るための必要な資金の貸付を実施し、それと併せて相談・支援を実施した。 令和5年度：606件 令和6年度：474件	生活福祉部	警務部広報相談課
8	公営住宅への優先入居及び一時使用	県営住宅の空家待ち募集において、一般世帯より優遇した優先入居を実施します。また、犯罪により従前の住宅に居住することが困難であり、かつ、収入減少等による住宅困窮要件を満たす場合には、県営住宅の一時目的外使用ができるよう配慮します。	空家待ち募集において、犯罪被害者を優遇世帯として取扱い、一般世帯の入居割合の概ね2倍になるよう配慮している。 また、犯罪被害者に対し、一時目的外使用許可を行なった。 令和5年度：3件 令和6年度：2件	土木建築部	住宅課
9	民間住宅への入居支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るために、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、同協議会による住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るために、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、関係機関が開催した勉強会に参加した。	土木建築部	住宅課
10	被害直後における居住場所の確保	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、汚損等により居住が困難で、かつ、一時避難先を確保できない場合等に、犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保及び自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で一部補助します。	緊急避難場所の確保やハウスクリーニングが必要となる事案の取扱いなし。 令和5年度：実績なし 令和6年度：実績なし	警察本部	警務部広報相談課

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課 (関係課)
4 雇用の安定（基本法第17条関係）					
11	事業主の理解の促進	犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について、様々な機会・媒体を通じて、情報提供・広報啓発を行います。	厚生労働省作成の「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」のポスター等を関係機関へ配布し、情報提供・広報啓発を行った。	生活福祉部	生活安全安心課
12	犯罪被害者等への就労支援	「沖縄県おしごと応援センターOne×One（ワンバイワン）」において、犯罪被害者等が就労を希望する場合に、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行います。	さまざまな困難を抱える求職者のうち、DV被害者に対して個別・継続的な就労支援を行い、就労に繋げた。 令和5年度 求職者 984名 うちDV被害者23名に就労支援 12名就労 令和6年度 求職者 1,108名 うちDV被害者33名に就労支援 18名就労	商工労働部	雇用政策課
13	労働相談窓口の設置及び周知	労働問題全般に関する相談に対応するため、社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働相談窓口を設置し、適切な助言・情報提供を行うとともに、活用のための周知を図ります。	窓口では労働相談及び労働に関するメンタルヘルス相談に対する助言及び情報提供を行った。また、ポスター・チラシ配布、新聞広告、広報誌、HP、SNS等を活用した周知広報を実施した。 【労働相談件数】 令和5年度：559件 令和6年度：690件 【メンタルヘルス相談】 令和5年度：8件 令和6年度：6件	商工労働部	労働政策課
14	個別労働紛争解決制度の周知	労働問題に関する労働者と事業主との紛争を解決する個別労働紛争解決制度について、周知するとともに必要に応じて関係行政機関の紹介を行います。	労働政策課で発刊している季刊誌「労働おきなわNo. 163」において、周知及び関係行政機関の紹介を行った。	商工労働部	労働政策課
基本方針2 精神的・身体的被害の回復（条例第8条第2号関係）					
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）					
15	性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）の運営	性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害者の潜在化防止を図ります。	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、24時間365日体制で被害者からの電話相談に対応し、必要に応じて同行支援及び面接相談を行った。 平成27年2月の開設以降の相談実績は、新規相談者数1,405名、相談件数延べ19,551件（R7.3月末時点）。 令和5年度：新規相談者数 212名、相談延べ件数 2,839件 令和6年度：新規相談者数 229名、相談延べ件数 4,015件	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
16	おきなわ子ども虐待ホットライン	児童相談所に「おきなわ子ども虐待ホットライン」を設置し、閉庁時においても児童虐待の通告を受け付け、関係機関への連絡体制を整え、24時間・365日体制の電話相談を実施することにより、児童虐待の予防、早期発見等につなげます。	児童相談所に「児童虐待ホットライン対応職員」を6名配置し、閉庁時においても児童虐待の通告を受付、24時間・365日体制の電話相談対応を実施した。 令和4年度：相談件数 983件 内 414件 【虐待相談】 令和5年度：相談件数 1,030件 内 510件 【虐待相談】 令和6年度：相談件数 946件 内 458件 【虐待相談】 (速報値)	こども未来部	こども家庭課
17	精神保健福祉相談の実施	総合精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援、医療機関情報の提供等を行います。	県保健所及び県総合精神保健福祉センターにおいて相談支援を実施。 令和5年度：精神保健福祉相談 来所 1,302件 訪問 742件 電話 11,770件 メール等その他 26件 令和6年度：精神保健福祉相談 来所 787件 訪問 778件 電話 12,447件 メール等その他 206件	保健医療介護部	地域保健課
18	精神通院医療の公費負担	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患（PTSD：心的外傷後ストレス障害を含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療の一部を自立支援医療（精神）で負担します。（沖縄県においては、沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度により自己負担は生じない（訪問看護を除く）。）	自立支援医療（精神通院） 令和5年度：支給認定申請件数 54,372件 支給認定件数 52,287件 令和6年度：支給認定申請件数 57,161件 支給認定件数 56,760件	保健医療介護部	地域保健課
19	生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用	○生活困窮者自立支援制度 生活に困窮している犯罪被害者等に対する自立に向けた支援を、関係機関と連携して行います。	生活困窮者がいつでも生活全般にわたる相談ができるよう、県内5か所に相談窓口を設置した。 令和5年度：①新規相談受付件数 1,029件（うち、犯罪被害者等 16件） ②プラン作成件数 479件（うち、犯罪被害者等 8件） 令和6年度：①新規相談受付件数 1,248件（うち、犯罪被害者等 53件） ②プラン作成件数 513件（うち、犯罪被害者等 42件）	生活福祉部	保護・援護課
		○里親制度 児童相談所へ里親専門の職員を配置し、里親等に対する相談・援助や自立支援計画の作成、委託による相互交流事業等を行い、適切な養育の確保・里親支援を推進します。	児童相談所へ里親等委託調整員（計2名）及び里親等相談支援員（計3名）を配置し、個々の里子の状況を踏まえ最も適した里親の選定・調整や、適切に養育を行うための自立支援計画の作成、里親家庭への訪問支援を実施した。 令和5年度：計46世帯、延べ174回、令和6年度：計48世帯、延べ180回 また、（一社）沖縄県里親会へ事業委託して県内各地区で相互交流事業を実施し、里子の適切な養育の確保・里親支援に取り組んだ。 令和5年度：計28回、延べ659名参加、令和6年度：計28回、延べ589名参加 ※ 里親支援全体に係る実績値で、犯罪被害者等に係る実績内訳は不明。	こども未来部	こども家庭課

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課(関係課)	
		○高次脳機能支援 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、その支援体制の充実を図ります。	県内2医療機関において、当事者や家族等への相談支援を行うとともに、当事者の支援に係るケース会議を開催した。 令和5年度 当事者や家族からの相談：444件、施設等からの相談：582件、計1,026件 令和6年度 当事者や家族からの相談：380件、施設等からの相談：358件、計 738件 高次脳機能障害の正しい理解を普及促進するため、ハンドブックの作成・配布、研修会（本島・宮古・八重山）を実施した。 令和5年度 普及等に関する講演会5回計 111名受講、失語症セミナー1回 37名、就労支援セミナー1回 33名 令和6年度 普及等に関する講演会7回計 161名受講、失語症セミナー1回 73名、就労支援セミナー1回 37名	生活福祉部	障害福祉課	
20	学校における教育相談体制の充実	公立小中高・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進を行った。 また、性犯罪被害に遭った児童生徒が教職員に被害を開示した際は、県警、性暴力被害者ワンストップ支援センターへ相談・情報提供するよう周知し、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めた。 【スクールカウンセラー】 令和4年度：128名を小学校 258校、中学校 141校へ配置 令和5年度：132名を小学校 257校、中学校 142校へ配置 令和6年度：137名を小学校 256校、中学校 143校へ配置 【スクールソーシャルワーカー】 令和4年度：20名配置 支援対象児童 1,652名うち問題解決 464名、継続支援 1,188名 令和5年度：20名配置 支援対象児童 1,737名うち問題解決 509名、継続支援 1,228名 令和6年度：20名配置（令和6年11月より2名増員し22名） 支援対象児童 ※11月5日時点国未公表 【継続支援】 令和4年度：支援総件数 2,413件うち解決 320件、好転 552件、支援中 1,478件 令和5年度：支援総件数 2,923件うち解決 173件、好転 639件、支援中 1,999件 令和6年度：※11月5日時点国未公表 ※支援対象人数等は、被害に係る相談以外も含む総数	教育庁	義務教育課		
21	不登校の児童生徒に対する支援	公立小中高・特別支援学校において、不登校児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行うとともに、各相談窓口として24時間子供SOSダイヤルや沖縄県子ども・若者みらい相談プラザsoraeの周知徹底に努めます。	不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用、校内自立支援室等の充実を図り、適切な指導及び支援を行うとともに、各相談窓口として24時間子供SOSダイヤルや沖縄県子ども・若者みらい相談プラザsoraeの周知徹底に努めた。 (高校) 不登校生徒や中途退学傾向があり支援を必要としている県立高校へ心理職・福祉職の就学継続支援員を配置し、不登校状況の改善を図るなど適切な支援を実施した。 (特支) 登校しづらが現れ始めた初期段階でスクールカウンセラーにつなぎ、早期に対応した。また、医療機関の受診や福祉制度活用についての情報提供など、外部機関につなげる機会を提供した。 また、沖縄県子ども・若者みらい相談プラザsorae等の相談窓口の周知に努めた。	教育庁	県立学校教育課	
22	被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	少年警察調査官及び少年補導職員による継続的な支援を行うとともに、児童相談所・犯罪被害者等早期援助団体等との連携を図ります。	事案覚知後から捜査と並行して、犯罪被害少年及びその保護者等に対し、沖縄被害者支援ゆいセンターの存在や支援内容等を教示し、情報提供の促進を図った。 ・各種研修会への参加（新任及び継続採用の少年補導職員に対する研修、厚労省主催のオンライン研修【ひきこもり対策、思春期精神保健、PTSD対策】、客観的聴取技法研修、臨検捜索合同訓練） ・関係機関との合同会議への参加（沖縄県中央児童相談所管内警察署少年補導職員との連絡会議） 令和5年度：継続支援少年4名、支援回数148回（少年に対する面談による助言指導、居場所づくり等） 令和6年度：継続支援少年7名、支援回数444回（少年に対する面談による助言指導、居場所づくり等）	警察本部	警務部広報相談課	
2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第18条・19条関係）						
23	迅速・確実な被害の届出の受理等	告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応します。	犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、可能な限り即時受理し、犯罪事実が特定できないものなどは、捜査事項を丁寧に説明し所要の捜査（司法面接、被害者聴取等）を実施後、適切に被害届け出を受理している。 【刑法犯認知件数】令和5年度 9,124件、令和6年度 9,578件 ※被害届受理件数の統計資料はなし（刑法犯認知件数として集計）	警察本部	刑事部捜査第一課	
24	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察への届出を躊躇している性犯罪被害者が、医療機関を受診し、後に届出することになった場合に備え、医療機関で性犯罪被害者の身体から証拠資料を採取しておくため、協力が得られた医療機関に性犯罪証拠採取キットを整備します。また、医療機関において性犯罪被害者からの証拠資料を適切に採取するために、対応マニュアルを配付します。	協力医療機関に性犯罪証拠採取キット及び対応マニュアルを配備し、適切に実施している。 【マニュアル配布機関】1カ所 ※キット配布数の統計資料はなし（在庫数に応じて補充している。）	警察本部	刑事部捜査第一課	

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課(関係課)
25	刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に関して、遺族に対し、その目的、手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	遺族等の不安や疑問を解消するため、資料を提示の上説明を行うなど、第三者のプライバシーに配意しつつ、遺族等の心情に配慮して適切に説明を行っている。また、事件性が高く疑われる遺体を除き、正確な説明を行うため、検案、検査又は解剖の結果については、極力、解剖執刀医が遺族等に対する説明を行っている。 【司法解剖件数】 令和5年度 165件 令和6年度 153件	警察本部	刑事部捜査第一課
	犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取扱い	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、捜査上留置の必要がない証拠物件は検察庁と調整の上、還付している。 ※各警察署が検察庁とそれぞれ協議・判断し、還付しているが、還付件数に関する統計は取られていない。	警察本部	刑事部刑事企画課
	捜査に関する適切な情報提供等(被害者連絡制度、民間団体との連携)	重大事件等については、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、犯罪被害者等早期援助団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図ります。	概ね2週間、2カ月、6カ月、1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合、捜査に支障のない範囲で捜査状況の連絡を行い、それ以降は少なくとも1年に1度は定期的な連絡を行っている。 犯罪発生直後から捜査と並行して、沖縄被害者支援ゆいセンターの存在や支援内容等を教示したうえで、被害者の情報を提供してもらうことの促進を図った。 情報提供については、犯罪被害者等の精神的負担や二次被害防止を十分に考慮したうえで、被害直後のみではなく折を見て制度の説明を行い、本人等からの承諾が得られた場合に実施した。 【情報提供】 令和5年度：13件 令和6年度：23件	警察本部	刑事部刑事企画課
	交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、交通部交通指導課調査官等が事故現場に赴いて捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めます。	死亡事故や重傷ひき逃げ事故等が発生した際、交通部交通指導課調査官等が事故現場に赴いて適切に捜査指揮を行った。 また、交通事故に係る被害者支援について、被害者支援専科や交通事故任用科専科、交通事故事件検査専科等の専科教養において教養を実施するとともに、「交通指導だより」や「交通事故情報」を発行して、機会あるごとに被害者支援に関する教養を実施した。 【捜査指揮】 令和5年中：51回 令和6年中：40回	警察本部	交通部交通指導課
	女性警察官の配置等	性犯罪被害者の心情に配慮した対応を行うため、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。	14警察署中、11署には性犯罪を担当する係へ女性警察官を配置し、残りの3署にあっても他の課(係)に女性警察官を配置し、性犯罪被害者の心情に配意した適切な対応を実施している。	警察本部	刑事部捜査第一課
	被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。	児童を被害者とする事案を覚知した場合は、同児の精神的負担軽減や信用性の高い供述を得るために、事件主管課や刑事企画課への速報がなされ、刑事企画から那覇地検へ連絡して代表者聴取の実施の可否等について協議を行い、警察、検察、児童相談所の代表者が被害児童に配慮した面接を行っている。	警察本部	刑事部刑事企画課
	警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	施設の改修・新築時等の機会をとらえて、犯罪被害者等の心情に配慮した施設の改善に努めます。	犯罪被害者等の事情聴取やカウンセリング等については、既存の警察署等において相談室に応接セットを備えたり、照明や内装を改善するなどして被害者等のプライバシー確保、安心できる空間づくりを実施した。 また、警察署の建替に伴う、新庁舎建設時には被害者用の事情聴取室を設置することとしている。 (令和6年12月23日より新庁舎にて業務開始した「宜野湾警察署」内に専用の「被害者支援室」を設置)	警察本部	関係各課

基本方針3 再被害・二次的被害の防止 (条例第8条第3号関係)

1 安全の確保(基本法第15条関係)					
32	児童の安全の確保等に関する取組	児童相談所において、子どもや保護者、家族などからの各種相談に応じ、専門的見地から調査、判定等を行い、援助方針を定め、適切な支援を行うとともに、児童相談所等の職員体制の強化を図り、児童の安全の確認及び安全の確保に取り組みます。	児童虐待相談対応や里親支援体制の強化を図るため、中央児童相談所に7名、コザ児童相談所に5名の計12名の大幅な増員をおこない、児童の安全確認及び安全の確保に取り組んだ。 【相談対応件数】 令和4年度：8,141件（内2,585件は児童虐待相談対応件数） 令和5年度：8,586件（内3,100件は児童虐待相談対応件数） 令和6年度：未確定（例年1月後半に公表）	こども未来部	こども家庭課
33	女性相談支援センター等における一時保護体制・対応の充実	女性相談支援センターによる一時保護や女性自立支援施設及び一時保護委託の適正な運用に努めます。	女性相談支援センターでは、配偶者等からの暴力により緊急に保護が必要な場合に一時保護を実施するため、県内各地に民間施設等の委託先（15カ所）を確保し、一時保護の委託を実施した。 また、一時保護所を退所後、長期の支援を要する場合は、女性自立支援施設等への措置を実施した。 【一時保護件数】 令和5年度：37件 令和6年度：42件 【女性自立支援施設等への措置件数】 令和5年度：3件 令和6年度：2件	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
34	児童虐待の再発防止	児童相談所に児童虐待相談専門員、受付相談専門員などの相談員を配置し、児童の安全確認や適切な支援等を充実させるとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を推進し、児童虐待防止の強化を図ります。	児童虐待相談専門員11名、受付相談専門員4名の相談員を配置し、児童の安全確認や支援の充実に取り組んだ。 「児童相談所、生活安全部少年課及びこども家庭課連絡会」を2回（6月、1月）実施し、警察との連携強化に取り組んだ。 【県警察との情報共有件数】 令和5年度：304件 令和6年度：299件	こども未来部	こども家庭課

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

	No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課(関係課)
		児童虐待の早期発見・早期発見のための関係機関の連携等	配偶者暴力相談センターと児童相談所等との連携・協力を推進します。	「児童相談所・女性相談支援センター所連絡会議」を毎年開催し、情報共有・連携強化を図っている。令和5年度については、協議事項がないことから未開催となっているが、普段の業務において、児童相談所と女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターとの連携は密に行っている。 毎年、女性相談支援センターと児童相談所で「児童相談所・女性相談支援センター連絡会議」を開催。また、女性相談支援センターは児童コーディネーターを配置し、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るために児童相談所等関係機関との連携を行った。	こども未来部	こども家庭課
	35	警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化	再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、刑事施設や保護観察所等の関係機関・団体と連携して、必要に応じて釈放等に関する情報の提供や、非常時の通報要領、自主警戒の方法等の防犯指導を行います。また、必要に応じて緊急通報装置の貸与や自宅等の警戒を行います。	再被害のおそれのある被害者は、積極的に再被害防止対象者に指定し、刑事施設等と連携して釈放等に関する情報を共有して、非常時の通報要領や自主警戒等の防犯指導を行い、再被害防止に努めている。 【再被害防止対象者数】 令和5年度 50名 令和6年度 42名	警察本部	刑事部捜査第一課
	36	再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）	ストーカー事案やDV事案等の加害者の動向等を把握し、ストーカー加害者へのカウンセリング等必要な措置を講じます。	ストーカー行為者に対して、臨床心理士によるカウンセリングを実施。 令和5年度 2名 令和6年度 0名	警察本部	生活安全部 人身安全対策課
	37	犯罪被害者等に関する情報の保護	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	各所属の広報担当者に対する実践塾を開催し、報道発表に当たっては、犯罪被害者等のプライバシーの保護や意向を十分に尊重したうえで、事案の重大性及び社会的反響、公益性等を勘案し、案件ごとに適切に判断するよう指導教養を実施した。 【実践塾】 令和5年度 16回開催（警察署14回、警察本部2回） 令和6年度 17回開催（警察署14回、警察本部3回） ※人数の集計はしていない 報道発表を行う場合、個別具体的な案件ごとに事件主管課及び広報相談課が発表内容について協議・検討を重ね、適切な発表を行った。また犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行った。 ※報道発表件数の統計資料はなし ※事件・事故で死者が発生した場合、被害者にあっても原則、実名報道となるが、その場合、個別具体的に協議・検討を重ね、遺族等に事前に必要な情報提供を行っている。 犯罪被害者のプライバシー保護のため、事件に応じて、被害者氏名発表について検討している。 また、性犯罪被害の被害者等の氏名については、被害者保護の観点から原則報道発表はしていない。	警察本部	警務部広報相談課
	38	行方不明者対策強化	生命又は身体に危害が生じているおそれのある行方不明者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。	警察、関係機関（消防・海上保安庁・自治体等）と連携した搜索の実施及び安心ゆいメールや防災無線、自治体管理のSNS、ラジオ広報等を実施し、早期発見に努めた。 認知症行方不明者については、早期発見に向け、バス・タクシーへの手配、ラジオ広報、安心ゆいメール配信を実施。 【行方不明者数】 令和5年度 1,140名 令和6年度 1,093名	警察本部	生活安全部 人身安全対策課

2 二次的被害の防止

	39	県民・事業者の理解の促進	二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について周知するため、11月の犯罪被害者週間に合わせ県民の集いを開催し、周知啓発イベントを行った。また、巡回パネル展の開催や、県民・事業者向け二次被害防止ポスターの作成配布等により、県民・事業者に向けて広報啓発活動を実施した。 【県民の集い】 令和5年度：開催なし 令和6年度：参加者250名 【巡回パネル展実施数】 令和5年度：13箇所 令和6年度：10箇所	生活福祉部	生活安全安心課
	40	犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、関係機関等相互の連携協力を推進するため、県・市町村職員等を対象とした研修を実施します。	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、関係機関等相互の連携協力を推進するため、庁内関係職員研修及び市町村出前講座を実施している。 【庁内関係職員研修】 令和5年度：12名 令和6年度：18名 【市町村出前講座】 令和5年度：4市町村59名 令和6年度：1市13名	生活福祉部	生活安全安心課
	41	インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等	二次的被害の軽減のため、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の被害に関して、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県ウェブサイト等において周知します。	県ウェブサイトに、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口として「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」を掲載しており、沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口において、被害者から聞き取りや対応方法等の紹介を行えるよう体制を整えた。	生活福祉部	生活安全安心課

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

	No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課 (関係課)
	42	犯罪被害者等に関する情報の保護 【再掲】	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	<p>【再掲】各所属の広報担当者に対する実践塾を開催し、報道発表に当たっては、犯罪被害者等のプライバシーの保護や意向を十分に尊重したうえで、事案の重大性及び社会的反響、公益性等を勘案し、案件ごとに適切に判断するよう指導教養を実施した。 【実践塾】 令和5年度 16回開催（警察署14回、警察本部2回） 令和6年度 17回開催（警察署14回、警察本部3回） ※人数の集計はしていない 報道発表を行う場合、個別具体的な案件ごとに事件主管課及び広報相談課が発表内容について協議・検討を重ね、適切な発表を行った。また犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行った。 ※報道発表件数の統計資料はなし ※事件・事故で死者が発生した場合、被害者にあっても原則、実名報道となるが、その場合、個別具体的に協議・検討を重ね、遺族等に事前に必要な情報提供を行っている。 犯罪被害者のプライバシー保護のため、事件に応じて、被害者氏名発表について検討している。 また、性犯罪被害の被害者等の氏名については、被害者保護の観点から原則報道発表はしていない。 </p>	警察本部	警務部広報相談課

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課 (関係課)
基本方針4 県民・事業者の理解の促進（条例第8条第4号関係）					
1 県民・事業者の理解の促進（基本法第20条関係）					
43	様々な機会・媒体を通じた広報啓発の展開	ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により犯罪被害者等施策について周知するとともに、二次的被害の防止や犯罪被害者等支援に関する必要性・重要性等を周知するため、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	県ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により犯罪被害者等施策について周知するとともに、巡回パネル展の開催や、県民・事業者向け二次被害防止ポスターの作成配布等により、県民・事業者に向けて広報啓発活動を実施した。 【巡回パネル展実施数】（再掲） 令和5年度：13箇所 令和6年度：10箇所 県警察Webサイトに警察が行う犯罪被害者支援施策を掲載して周知を図ったほか、各イベント会場や官公署等においてパネル展示やリーフレット等の配布を実施し、県警WebサイトやSNS、地域のラジオ放送局を活用した情報発信活動を実施した。	生活福祉部	生活安全安心課
44	「犯罪被害者週間」を中心とした集中的な広報啓発の実施	「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせて、市町村や犯罪被害者等支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。	県警察や市町村、沖縄被害者支援ゆいセンターと連携・協力し、犯罪被害者等への理解の増進を図るため、犯罪被害者週間に合わせて、令和5年度は街頭キャンペーン、令和6年度からは県民の集いを開催した。 【県民の集い】（再掲） 令和5年度：開催なし 令和6年度：参加者250名 犯罪被害者等の実態について正しく理解し、犯罪被害者等に対する支援の必要性等を広く県民に周知するため、県や市町村、沖縄被害者支援ゆいセンターと協力し、各イベント会場や官公署等においてパネル展示やリーフレット等の配布を実施したほか、県警WebサイトやSNS、地域のラジオ放送局を活用した情報発信活動を実施した。	生活福祉部	生活安全安心課
45	犯罪被害者等施策に関する特定の期間における広報啓発の実施	各季の「交通安全運動」期間において、交通事故による被害者の悲惨な状況や、交通事故相談所における相談対応など、被害者救済対策について周知に努めます。 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（11/12～11/25）において、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施します。	ホームページでの広報、パンフレット・チラシを作成し各市町村等への配布・庁舎での掲示、巡回相談の際の新聞情報誌や市ホームページ・広報誌等での掲載等を行った。 また、年末・年始の交通安全県民運動パネル展において、交通事故被害者の手記を紹介したほか、交通事故被害者の立場から、飲酒運転根絶アドバイザーを派遣し、県内の専門学校において講話を実施した。 【講話】 令和5年度：開催なし 令和6年度：20回（のべ1,458名参加） 暴力の概念、DVについて、性暴力被害者ワンストップ支援センターなどの紹介をパネル展示するとともに、パープルライトアップツリーを展示了。 「児童虐待防止月間」に合わせて、県の広報誌「美ら島おきなわ」、「うまんちゅひろば」などによる広報啓発活動を実施した。 令和5年度：美ら島おきなわ（11月号）、うまんちゅひろば（11月放送） 令和6年度：未実施	生活福祉部	生活安全安心課
46	児童虐待防止に向けた周知広報	講演会やワークショップを通じて、県民に対し児童虐待の予防や早期発見、早期対応等の周知広報を行います。	県民向けに、子ども虐待防止推進講演会を実施した。 令和5年度：3回実施（対面1回、オンライン2回） 参加者：715名 【動画視聴回数：843回】 令和6年度：5回実施（対面4回、オンライン1回） 参加者：206名 【動画視聴回数：394回】 地域住民向けワークショップ 令和5年度：本島離島含む10市町村で実施 各回：30～50名の参加があった。 令和6年度：本島離島含む10市町村で実施 各回：20～50名の参加があった。	こども未来部	こども家庭課
47	DV防止に向けた意識啓発	地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、中・高校生を対象とした啓発講座等を行い、DV防止のための広報啓発を図ります。	DV防止について考える講座・ワークショップ等を実施。また、中高生を対象としたDV防止啓発講座「デートDV防止について考える講座」を実施した。 【ワークショップ】 令和5年度：26回 令和6年度：23回 【DV防止啓発講座】 令和5年度：12校 令和6年度：18校	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
48	犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発	犯罪被害者等の人権を含む人権問題について、人権啓発資料の作成・配布等により、人権尊重理念の普及啓発を行います。	沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等イベントや県内のスポーツチームと連携した人権啓発イベントを開催し、互いの個性を認め合い、人権が尊重される社会づくりの普及啓発を図った。また、「沖縄県差別のない社会づくり条例」のポスター及びリーフレットを県内市町村、関係機関、大型施設、コンビニなどに配架していただき、人権尊重理念の普及啓発に努めた。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
49	犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用して、身近な場所で多発している性犯罪やつきまと、子供への声掛け、つきまと等の発生状況等を発信します。	性犯罪の前兆と認められる子供、女性への声掛けやつきまと等の脅威事犯について、発生状況や行為者を特定し警告した情報をタイムリーに安心ゆいメールを使用して情報発信を行った。 令和5年度 発信回数62回 令和6年度 発信回数61回 ※脅威事犯とは、「声掛け、つきまと・立ちふさがり、待ち伏せ・見張り、誘い込み、卑わいな言動、露出、はいかい、盗撮、のぞき見、その他暴力行為」等を指す。	警察本部	生活安全部 人身安全対策課
50	各種統計等を集約した情報の発信	県内における犯罪被害者等を取り巻く現状がひと目で分かるよう、県内の犯罪等の状況や、犯罪被害等に関する相談状況等の各種統計等を集約した県ホームページを作成します。	犯罪被害者等支援事業を委託している公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにて、犯罪被害等に関する相談実績等を記載したニュースレターを作成し、同センターのウェブサイトにて公表。	生活福祉部	生活安全安心課

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課 (関係課)
基本方針5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援（条例第8条第5号関係）					
1 人材の育成・調査研究（基本法第21条関係）					
51	犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施 【再掲】	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、関係機関等相互の連携協力を推進するため、県・市町村職員等を対象とした研修を実施します。	<p>【再掲】 二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、関係機関等相互の連携協力を推進するため、府内関係職員研修及び市町村出前講座を実施している。</p> <p>【府内関係職員研修】 令和5年度：12名 令和6年度：18名</p> <p>【市町村出前講座】 令和5年度：4市町村59名 令和6年度：1市13名</p>	生活福祉部	生活安全安心課
52	警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	採用時、昇任時の教養及び各種専科教養時等の機会をとらえて、警察職員等に対し、犯罪被害者等支援に関する教養を行います。	警察職員を対象とした警察学校での教養において、犯罪被害者等の支援の重要性、支援要領や関係機関・団体との連携の必要性等に関する教養を実施した。	警察本部	警務部広報相談課
53	性暴力被害者支援に係る研修の実施	被害者に対し適切な支援を行うため、性暴力被害者支援従事者の資質向上を図るために各種研修を実施します。	相談支援員候補者、医療関係者、関係支援機関従事者等を対象とする研修の実施により、相談支援員候補者等の育成や、関係機関等で支援に従事する方の性暴力被害者支援に係る理解醸成を図った。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
54	女性相談支援員の資質向上	女性相談支援員への研修実施等により職務関係者の資質向上を図ります。	<p>令和6年度から「女性支援等に係る相談員養成研修事業」を実施し、女性相談支援員向けの新任養成研修と定例研修を実施。また、女性相談支援センターでの所内研修の開催、その他関係機関で行われている研修会へ参加し、女性相談支援員の資質向上を図った。</p> <p>【新任養成研修】 令和6年度：実施回数8回 参加者数延べ88名</p> <p>【定例研修】 令和6年度：実施回数6回 参加者数延べ290名</p>	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
55	児童養護施設職員等の資質向上	児童相談所職員や児童養護施設職員に対し、虐待や暴力防止等の意識啓発、資質向上を目的としたワークショップやスーパーバイズ研修等を実施します。	県内児童養護施設等において、C A Pおとなワークショップやスーパーバイズ研修を実施。また、施設の高機能化に必要な人材を育成するための研修（全5回）、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するため研修（2日間、全8コマ）を実施した。 【児童養護施設職員等資質向上支援事業 高機能化・小規模化研修】 令和5年度：参加者21名 令和6年度：未実施	こども未来部	こども家庭課
56	交通事故相談所職員の育成	相談員が、交通事故被害者からの相談に的確に対応するため、国土交通省において実施される研修への相談員への参加や、実務必携を購入し、相談員の能力向上を図ります。	国土交通省主催の交通事故相談員総合支援研修会をYouTubeで受講した。また、交通事故損害賠償必携2025年版を購入し、最新の算定基準を取り入れた。	生活福祉部	生活安全安心課
57	民生委員・児童委員に対する研修の実施	民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対し適切な相談支援を行うことができるよう、研修等を実施し、資質の向上を図ります。	民生委員・児童委員協議会長研修や地区ごとの研修を開催し、民生委員必携や民生委員手帳の配布を行って資質の向上を図った。 【民生委員・児童委員協議会長研修】 令和5年度：13回 令和6年度：15回	生活福祉部	福祉政策課
58	学校における相談対応能力の向上	養護教諭研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、養護教諭の資質向上を図ります。	第1回沖縄県養護教諭研修会において、県外講師を招聘し、「スマホ時代の養護教諭が知っておきたいこと」について講義を行った。また、第2回沖縄県養護教諭研修会において、一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワークより講師を招聘し、「若年妊娠婦支援の事業概要説明」について講義を行った。 【沖縄県養護教諭研修会参加者】 （研修実施回数2回） 令和5年度：第1回参加者425名、第2回参加者423名 令和6年度：第1回参加者447名、第2回参加者438名	教育庁	保健体育課
		性犯罪・性暴力対策に関する教育推進のため、教職員研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、教職員の資質向上を図ります。	令和6年度県立学校保健主事研修会において、「子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育」の行政説明を行った。また、令和6年度地区別学校保健教育研修会において、小・中・県立学校保健体育教諭、保健主事、市町村担当者へ、「学校における性に関する指導の進め方」について講義を行った。※研修実施回数各1回 【県立学校保健主事研修会】 令和5年度：89名 令和6年度：91名 【地区別学校保健教育研修会】 令和5年度：304名 令和6年度：324名	教育庁	保健体育課
59	犯罪被害者等の状況把握等	関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等の置かれている状況や、支援実態等の把握等について手法の検討も含め、適切な支援や人材育成に資する取組を行います。	犯罪被害者等支援相談員等養成事業として、犯罪被害者等の置かれた心情や状況等について理解を深め、また必要な基礎的知識の習得のため、被害者支援に关心のある県民等を対象に犯罪被害者等による講話や相談対応のロールプレイ等を行う犯罪被害者支援員初級養成講座・中級講座を開催した。 【犯罪被害者支援員養成講座】 令和5年度：各1回計27名 令和6年度：各1回計24名	生活福祉部	生活安全安心課
2 民間支援団体に対する支援（基本法第22条関係）					

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

	No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課(関係課)
	60	民間支援団体における人材の確保・育成	支援活動員を目指す人材の確保及び育成に向けて、犯罪被害者等支援活動の意義を広め、犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るため、県民を対象とした支援活動員養成講座を開催します。	<p>【再掲】 犯罪被害者等支援相談員等養成事業として、犯罪被害者等の置かれた心情や状況等について理解を深め、また必要な基礎的知識の習得のため、被害者支援に关心のある県民等を対象に犯罪被害者等による講話や相談対応のロールプレイ等を行う犯罪被害者支援員初級養成講座・中級講座を開催した。 【犯罪被害者支援員養成講座】 令和5年度：各1回計 27名 令和6年度：各1回計 24名</p>	生活福祉部	生活安全安心課
			犯罪被害者等早期援助団体が行う研修に講師を派遣する等し、支援員の育成に協力します。	沖縄被害者支援ゆいセンターのボランティア支援員要請講座に職員を派遣し、被害者支援に関する教養を行い、同センター支援員の知識、技能向上に努めた。 令和5年度 237名 令和6年度 227名	警察本部	警務部広報相談課
	61	民間支援団体の活動に対する支援	民間支援団体の意義や活動について、県民や事業者、関係機関・団体へ周知するとともに、活動基盤の強化に協力します。 犯罪被害者等早期援助団体の財政的・人的基盤の確立及び各種活動に協力します。	沖縄被害者支援ゆいセンターへ犯罪被害者等支援事業を委託し、同センターの活動基盤の強化に協力。ゆいセンター兼総合窓口リーフレット等の作成配布により、同センターの意義や活動について、県民や関係機関等へ周知した。 沖縄被害者支援ゆいセンターの直接支援活動及び相談活動等にかかる財政的援助に努めたほか、支援員研修等への講師派遣、官公署やイベント会場等において、連携・協力した広報啓発活動を実施した。	生活福祉部	生活安全安心課

基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関係）

1 総合的な支援体制の整備						
62	沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの配置	犯罪被害者等支援に関する経験と知識を有する「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」を「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」（以下「県総合的対応窓口」という。）に配置し、県・市町村の犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口の強化や支援主体間の連携強化を図ります。	公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいて、引き続きアドバイザーとして被害者支援の知識及び経験を有する犯罪被害相談員3名、相談支援員2名の5名を配置した。	生活福祉部	生活安全安心課	
63	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布	犯罪被害者等支援を行う必要とする情報を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関・団体等へ広く配布し、連携強化及び支援の充実を図ります。	犯罪被害者等を支援する担当者向けの「犯罪被害者等支援ハンドブック」改訂版を令和6年3月に発行し、市町村や関係機関等へ適時配布した。	生活福祉部	生活安全安心課	
64	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、庁内（知事部局・教育局・病院事業局・警察本部）関係各課相互の情報の共有及び連携を図ります。	<p>【再掲】 本会議構成課の関係職員を中心に、知識取得および関係機関等相互の連携協力を推進するため、沖縄県犯罪被害者支援庁内関係課職員研修会を実施した。 【庁内関係職員研修】 令和5年度：12名 令和6年度：18名</p>	生活福祉部	生活安全安心課	
65	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の効果的な実施のために、関係機関が相互に情報を交換し、問題に対する認識の共有化と連携強化を図ります。	毎年度1回、25機関・団体で構成する「沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議」を開催しており、令和6年度は書面開催にて実施した。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
66	関係機関・団体との連携の推進	犯罪被害者等の実情に応じて関係機関・団体と連携します。	沖縄県犯罪被害者等支援連絡協議会会員の実務担当者会議を開催し、関係機関同士の情報共有及び連携強化や犯罪被害者支援を担当する職員の意識向上を図った。 【現場担当者会議】 令和5年度：33名 令和6年度：30名	警察本部	警務部広報相談課	
67	死傷者多数の事案発生時における対応	死傷者多数事案（おおむね死者5人以上又は負傷者10人以上）が発生した場合は、関係機関と連携し、初期段階から被害者等を支援する体制を構築します。 県総合的対応窓口においては、市町村総合的対応窓口や関係機関・団体と連携しながら支援の調整を行います。	多数死体事案発生時における検視部隊体制の中に「遺族支援班」を設置しており、警部を班長として総員15名の要員を編成し有事に備えている。 令和6年度中は部隊の招集なし。（令和6年7月31日、多数死体訓練に被害者支援班が参加。） 令和5年1月23日、名護市字世富慶において、車両6台が関連する多重衝突事故が発生し、18名（重傷者2名、軽傷者16名）が負傷した。発生当初から所轄警察署の警察官が、捜査の進捗状況や補償の手続き等、適切に被害者支援を行った。 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいて、アドバイザーとして被害者支援の知識及び経験を有する犯罪被害相談員3名、相談支援員2名の5名を配置した。	警察本部	刑事部捜査第一課 交通部交通指導課	

2 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

	総合	○沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口 犯罪被害等により生じた困りごとの相談対応、情報提供・関係機関紹介	<p>【再掲】 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいて、引き続きアドバイザーとして被害者支援の知識及び経験を有する犯罪被害相談員3名、相談支援員2名の5名を配置した。</p>	生活福祉部	生活安全安心課	
	総合	○警察安全相談 緊急の対応を必要としない警察への相談全般	刑法法令に抵触するおそれのある事案は、業務主管課へ引継ぎ事件性について判断し、刑法法令に抵触しない事案についても必要に応じて防犯指導や警告を行うなど被害の未然防止を図った。 また、警察以外の機関で取り扱うことが適切と認められる相談については、他機関（団体）への相談を案内している。 令和5年中：22,229件 令和6年中：19,290件	警察本部	警務部広報相談課	

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

	No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課(関係課)
68	県における犯罪被害者等に関する相談体制 (犯罪被害者等が直面している問題について、相談業務をはじめ、必要な支援に関する情報提供や助言を行うとともに、関係機関・団体との連携協力・連絡調整を行います。)	性犯罪被害	○沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター 被害直後からの総合的な支援(電話相談、医療支援、同行支援等)	<p>【再掲】 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、24時間365日体制で被害者からの電話相談に対応し、必要に応じて同行支援及び面接相談を行った。平成27年2月の開設以降の相談実績は、新規相談者数1,405名、相談件数延べ19,551件(R7.3月末時点)。 【相談実績】 令和5年度：新規相談者数212名、相談延べ件数2,839件 令和6年度：新規相談者数229名、相談延べ件数4,015件</p>	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
		性犯罪被害	○性犯罪被害相談電話(ハートさん) 警察による性犯罪相談専用電話	日中は性犯罪捜査を担当する女性警察官、夜間・休日は当直員で対応するなど、24時間相談できる体制を構築している。 令和5年：相談件数58件 令和6年：相談件数49件	警察本部	刑事部捜査第一課
		DV被害	○沖縄県配偶者暴力相談支援センター 相談、カウンセリング、緊急時の安全確保及び一時保護、保護命令や自立支援に係る情報提供その他支援等	<p>沖縄県の配偶者暴力相談支援センターでは、電話相談、来所相談を実施し、必要に応じて保護命令や自立支援に係る情報提供を行った。また、沖縄県配偶者暴力相談支援センターでは、緊急時の一時保護を実施する他、県内各地に民間施設等の委託先(15カ所)を確保し、一時保護の委託を実施した。</p> <p>【相談件数】 令和5年度：1,926件 令和6年度：1,967件 【一時保護件数】 令和5年度：37件 令和6年度：42件</p>	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
		女性男性LGBTQ	○ているる相談室 様々な悩みや問題に関する相談対応、情報提供・関係機関紹介	<p>沖縄県男女共同参画センター事業として、人々の抱える問題についての電話相談及び面談による相談を行うとともに、専門家による「法律相談」「国際法律相談」「こころの健康相談」を実施した。</p> <p>【相談実績】 令和5年度 女性相談：1,865件 国際女性相談：152件 にじいろ相談：21件 男性相談：356件 令和6年度 女性相談：2,178件 国際女性相談：185件 にじいろ相談：21件 男性相談：296件</p>	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
		児童虐待	○児童相談所虐待対応 ダイヤル(児童相談所)	<p>【再掲】 児童相談所に「児童虐待ホットライン対応職員」を6名配置し、閉庁時においても児童虐待の通告を受付、24時間・365日体制の電話相談対応を実施した。</p> <p>【相談件数】 令和4年度 相談件数：983件うち414件【虐待相談】 令和5年度 相談件数：1,030件うち510件【虐待相談】 令和6年度 相談件数：946件うち458件【虐待相談】(速報値)</p>	こども未来部	こども家庭課
		子ども保護者	○24時間子供SOSダイヤル 子どもや保護者等を対象とした相談電話	被害児童生徒が直面している問題について、全国共通ダイヤル(0120-0-78310)として開設されている24時間子供SOSダイヤルによる相談事業を行った。	教育庁	義務教育課
			○親子電話相談 家庭教育に関する悩みや不安を抱く親や、友人関係等で悩む子ども等への相談対応、関係機関紹介	支援の充実を図るため、令和6年度は義務教育課所管の「24時間子供SOSダイヤル」へ統合。	教育庁	生涯学習振興課
		高齢者虐待	○地域包括支援センター 高齢者等の心身の健康保持と生活の安定のため、介護等に関する総合相談、虐待防止等の権利擁護等の支援	全市町村に設置している地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談 【相談件数】 令和4年度：11,912件 令和5年度：12,555件 令和6年度：未公表(1月頃)	保健医療介護部	地域包括ケア推進課
		障害者虐待	○障害者虐待防止センター 養護者や施設従事者からの虐待通報対応	養護者及び施設従事者による虐待に関する通報先は市町村となるが、県に通報が寄せられた場合には、通報者の了解を取った上で市町村への情報共有を行っている。また施設従事者虐待については、必要に応じ市町村と連携して事実確認等の対応を行っている。	生活福祉部	障害福祉課
		交通事故被害	○沖縄県交通事故相談所 損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋	相談内容によって必要があれば、日弁連交通事故センターや交通事故紛争処理センター、法テラス、犯罪被害者支援団体等に紹介・斡旋し、もしくは逆にこれら機関から紹介・斡旋を受けるなど、各関係機関と連携して対応している。 【紹介・斡旋件数】 令和5年度：2件 令和6年度：5件	生活福祉部	生活安全安心課
		こころ	○沖縄県総合精神保健福祉センター(こころの電話相談) 精神保健福祉に関する相談、支援(こころのケア)	総合精神保健福祉センターにおける相談のうち精神被害者支援に関する相談 【相談件数】 令和5年度：5件 令和6年度：0件	保健医療介護部	地域保健課
			○県内各保健所(精神保健福祉相談) 精神保健福祉に関する相談、支援(こころの健康相談)	県保健所における精神保健福祉相談のうち、犯罪被害者支援に関する内容 【相談件数】 令和5年度：0件 令和6年度：16件	保健医療介護部	地域保健課
		医療	○医療安全支援センター 個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談対応	犯罪被害者等が直面する様々な問題について、医療に関する相談・苦情があった際に必要な支援に関する情報提供や助言に対応する体制を構築した。 沖縄県医療安全相談センター 相談員1名 相談件数 R5：761件 R6：704件	保健医療介護部	医療政策課
69	犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	県ウェブサイトにおいて、犯罪被害者等の支援に関する窓口・施策や民間支援団体の活動紹介等、随時必要な情報の更新を行い、その充実を図ります。	県ウェブサイトに、犯罪被害者等の支援に関する窓口・施策や民間支援団体の活動紹介等、随時必要な情報を更新し、県ウェブサイトの充実を図った。	生活福祉部	生活安全安心課	

沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

	No	施策名	施策の概要	令和6年度の実施状況	担当部局	担当課(関係課)
	70	自助グループの紹介等	犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて、自助グループの紹介を行います。	犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口として「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」を案内し、犯罪被害者等の要望に応じて自助グループ「ひだまりの会」を紹介している。 犯罪被害者等からの承諾が得られた場合に沖縄被害者支援ゆいセンターへの情報提供を実施したほか、その他の被害者等にも同ゆいセンターの事業内容等の紹介やリーフレットの配付を実施した。	生活福祉部	生活安全安心課
	71	インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等【再掲】	二次的被害の軽減のため、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の被害に関して、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県ウェブサイト等において周知します。	犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口として、「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」を県ウェブサイトに掲載している。沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口において、被害者から聞き取りや対応方法等の紹介を行えるよう体制を整えた。	生活福祉部	生活安全安心課
	72	県をまたぐ支援が必要な場合における対応	犯罪被害者等早期援助団体等と協力し、他都道府県の総合的対応窓口及び犯罪被害者等早期援助団体と連携しながら、必要な情報提供や助言等を行います。	公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいて、アドバイザーとして被害者支援の知識及び経験を有する犯罪被害相談員3名、相談支援員2名の5名を配置した。 【他都道府県との連携が必要な相談】 令和5年度：1件 令和6年度：3件	生活福祉部	生活安全安心課
	73	海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集	海外における県出身者の犯罪被害者等について、外務省や現地県人会等への情報収集を行い、迅速に必要とする支援に繋げができるよう、県総合的対応窓口など関係機関等と情報共有します。	当該事象が生じた場合は、外務省や在外日本大使館、現地県人会等と連携しながら情報収集を行い、迅速かつ適切な支援に繋げるよう、引き続き、県総合的対応窓口など関係機関等と情報共有を行う。 令和5年度：相談実績無し 令和6年度：相談実績無し	文化観光スポーツ部	交流推進課
	74	指定被害者支援要員制度の活用	あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生初期における犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行います。	対象となる事件・事故について指定被害者支援要員制度を運用し、犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供や関係機関の紹介を行った。 【指定被害者支援要員指定数】 令和5年度：342名 令和6年度：383名 【指定被害者支援要員運用件数】 令和5年度：168件 令和6年度：209件	警察本部	警務部広報相談課
	75	「被害者の手引」の作成・配布	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を早期に犯罪被害者等へ提供するよう努めます。また、外国人犯罪被害者等に対しては、外国語版の「被害者の手引き」を配布します。	対象となる犯罪被害者等に対し、「被害者の手引き」(刑事事件用、交通事故用)を配付のうえ説明を行い、必要となる情報の提供に努めた。 また外国人犯罪被害者等に対しては、通訳を同席させたうえで「被害者の手引き」を配付し説明を行っている。	警察本部	警務部広報相談課
	76	性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上	性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」等の相談窓口に関する広報や性犯罪被害者へ交付する「被害者の手引」により、刑事事件の流れや関係機関の相談窓口等を紹介するなど情報入手の利便性の向上に努めます。	事件の認知時、捜査の初期段階において「被害者の手引き」を配布した上で、刑事手続き及び犯罪被害者ための制度について連絡している。 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」を始めとする各種相談窓口について、警察本部、各警察署等に広報用ポスターを掲示し、同窓口に広報用カードを備え付けたほか、県警Webサイトや地域のラジオ放送局、各イベント会場等を活用した情報発信を行い、県民への周知を図った。	警察本部	警務部広報相談課
	77	市町村における支援体制の充実に向けた取組	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実及び連携協力に向けて、定期的な市町村会議の開催等を通じた犯罪被害者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整を行います。	犯罪被害者等支援に関する事業概要説明や沖縄県犯罪被害者等支援条例及び支援計画について、犯罪被害者等の現状、被害者等支援の必要性等を説明するため、市町村犯罪被害者等施策担当課長会議を実施した。 【担当課長会議】 令和5年度：14市町村18名 令和6年度：10市町村11名	生活福祉部	生活安全安心課
	78	犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】	二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、関係機関等相互の連携協力を促進するため、市町村職員及び当地域の関係機関・団体職員等を対象とした「市町村出前講座」を実施します。	被害者支援の必要性や被害者の心理とその対応等について、市町村出前講座を実施した。 【市町村出前講座】(再掲) 令和5年度：4市町村59名 令和6年度：1市13名	生活福祉部	生活安全安心課
	79	市町村個別巡回訪問の実施	市町村施策担当窓口・総合的対応窓口等を対象に、犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、窓口に対する必要なサポート体制を構築するため、市町村窓口の役割・機能強化に関する助言、相談を受けるまでの心構え・実際の相談処理に関する助言、その他情報提供を行う「市町村個別巡回訪問」を実施します。	市町村巡回訪問として、総括責任者とアドバイザーの2～3名で市町村の被害者支援主管課長または係長等を訪問し、「犯罪被害者等支援総合窓口」の役割や相談を受ける上での心構え等の説明を実施した。 【市町村巡回】 令和5年度：8市町村、14箇所 令和6年度：11市町村、21箇所	生活福祉部	生活安全安心課
	80	市町村巡回パネル展の実施	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性等について、市町村巡回パネル展を実施し、理解の促進と市町村における被害者支援の気運の醸成を図ります。	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性等について、巡回パネル展を開催し、犯罪被害者等への理解の促進と市町村における被害者支援の気運の醸成を図った。 【巡回パネル展】(再掲) 令和5年度：13箇所 令和6年度：10箇所	生活福祉部	生活安全安心課

3 市町村における支援体制の充実に向けた取組

	77	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実及び連携協力に向けて、定期的な市町村会議の開催等を通じた犯罪被害者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整を行います。	犯罪被害者等支援に関する事業概要説明や沖縄県犯罪被害者等支援条例及び支援計画について、犯罪被害者等の現状、被害者等支援の必要性等を説明するため、市町村犯罪被害者等施策担当課長会議を実施した。 【担当課長会議】 令和5年度：14市町村18名 令和6年度：10市町村11名	生活福祉部	生活安全安心課
	78	犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】	被害者支援の必要性や被害者の心理とその対応等について、市町村出前講座を実施した。 【市町村出前講座】(再掲) 令和5年度：4市町村59名 令和6年度：1市13名	生活福祉部	生活安全安心課
	79	市町村個別巡回訪問の実施	市町村巡回訪問として、総括責任者とアドバイザーの2～3名で市町村の被害者支援主管課長または係長等を訪問し、「犯罪被害者等支援総合窓口」の役割や相談を受ける上での心構え等の説明を実施した。 【市町村巡回】 令和5年度：8市町村、14箇所 令和6年度：11市町村、21箇所	生活福祉部	生活安全安心課
	80	市町村巡回パネル展の実施	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性等について、巡回パネル展を開催し、犯罪被害者等への理解の促進と市町村における被害者支援の気運の醸成を図った。 【巡回パネル展】(再掲) 令和5年度：13箇所 令和6年度：10箇所	生活福祉部	生活安全安心課